

政務活動費連絡会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団長会規約第8条の規定に基づき、政務活動費連絡会（以下「連絡会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 連絡会の委員の定数は、10人とする。

2 委員は、所属議員数4人以上の会派の推薦に基づき、団長会において選任する。

(座長)

第3条 連絡会に座長1人を置く。

2 座長は、委員の中から議長が選任する。

3 座長は、連絡会を代表し、連絡会を開閉し、議事を統括する。

(招集)

第4条 連絡会は、座長が招集する。

(代理出席)

第5条 委員は、都合により連絡会に出席できないときは、所属する会派から代理を出席させることができる。

(定足数)

第6条 連絡会は、委員の定数の半数以上の委員（前条の規定により代理出席した者も含む。）が出席しなければ開くことができない。

(検討項目)

第7条 連絡会は、政務活動費のあり方について検討する。

(意見等の聴取)

第8条 連絡会は、必要があると認めるときは、委員でない議員又は専門的事項に関し学識経験を有する者から説明若しくは意見を聞くことができる。

(表決)

第9条 検討事項について、座長が必要と認めるときは、出席委員（代理者を含む。）の過半数で決することができる。

2 前項の場合において、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(検討結果の報告)

第10条 座長は、検討結果について、団長会に報告する。

(公開等)

第11条 連絡会は、これを公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意により非公開とすことができる。

2 連絡会の傍聴については、団長会の例による。

(事務)

第12条 連絡会の事務は、議会局経理課において処理する。

(会議録)

第13条 座長は、会議録を作成するものとする。

2 非公開とした会議における発言、座長が取り消させた発言及び委員が取り消した発言は、会議録に記載しない。

3 会議録は、要点記録とすることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、座長が連絡会に諮ってこれを定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月24日から施行する。
- 2 政務活動費連絡会要綱（平成27年6月22日施行）は、廃止する。
- 3 政務活動費連絡会傍聴取扱要領（平成27年6月22日施行）は、廃止する。